

定 款

昭和 24 年 5 月 26 日認可

東京都新宿区東五軒町 6 番 21 号 (株式会社トーハン内)

社団法人 全 国 出 版 協 会

電話 03 (3269) 1379

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人全国出版協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都新宿区東五軒町 6 番 21 号（株式会社トーハン内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、出版物の動態及び関連する事態の調査研究を行うと共に、出版倫理の向上を図り、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 出版物に関する調査研究及びその成果の発表
- 2 出版科学研究所の運営
- 3 出版に関する資料の収集及び情報提供
- 4 文字・活字文化の振興及び啓蒙
- 5 関係団体との連絡提携
- 6 出版に関連する講演会の開催
- 7 機関誌及び図書の刊行
- 8 その他目的を達成するため必要な事業

第3章 会 員

(会 員 資 格)

第 5 条 この法人の会員は、出版及びそれに関連する事業を営む者とする。

(入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、会員 2 名以上の紹介により入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第 7 条 前条の承認を受けた会員は、会員規則の定めるところにより会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の特典)

第 8 条 会員は、この法人が刊行する機関誌及び図書の優先的配布を受けることができる。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。
- 3 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して理事長に退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 3 会費を 1 年以上滞納したとき。

第 4 章 役員及び職員

(役 員)

第 12 条 この法人には、次の役員を置く。

- 1 理事 10 名以上 15 名以内（うち、理事長 1 名、専務理事 1 名及び常務理事 2 名以内）
- 2 監事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で理事長、専務理事及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 14 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 1 法人の財産の状況を監査すること。
- 2 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は文部科学大臣に報告すること。
- 4 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び会員現在数各の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会長及び名誉会長、顧問及び評議員

(会長及び名誉会長)

- 第20条 この法人には、会長1名及び名誉会長1名を置くことができる。
- 2 会長及び名誉会長は、理事会の議決をもって推戴し、理事長が委嘱する。
 - 3 会長は、理事会の議を経て、本協会の文字・活字文化の振興及び啓蒙に関する事業の執行を所管する。
 - 4 名誉会長は、本協会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(顧問及び評議員)

- 第21条 この法人には顧問5名以内、評議員10名以内を置くことができる。
- 2 顧問は、出版界の功労者又は学識経験者のうちから、理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の相談に応ずる。
 - 4 評議員は、業務の執行に関し必要と認めるとき、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
 - 5 評議員は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(理事会の招集等)

- 第22条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

- 第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

- 第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に理事長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

- 3 前項のほか、会員現在数の5分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第25条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び収支予算についての事項
- 2 事業報告及び収支決算についての事項
- 3 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 4 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

(総会の定足数等)

第27条 総会は、会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第29条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 会費
- 2 資産から生ずる収入

3 事業に伴う収入

4 寄附金品

5 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

1 基本財産とすることを指定して寄附された財産

2 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人の財産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て信託預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。

事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書と共に、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を

もって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、理事会及び総会において理事及び会員各の現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人の解散については、理事会及び総会において理事及び会員各の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び会員各の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 1 定款
- 2 会員の名簿

- 3 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - 4 財産目録
 - 5 資産台帳及び負債台帳
 - 6 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 7 理事会及び総会の議事に関する書類
 - 8 官公署往復書類
 - 9 収支予算書及び事業計画書
 - 10 収支計算書及び事業報告書
 - 11 貸借対照表
 - 12 正味財産増減計算書
 - 13 その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。
- (細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 昭和46年6月14日定款一部変更、文部大臣認可、即日施行
2. 昭和49年9月 2日定款一部変更、文部大臣認可、即日施行
3. 昭和53年7月28日定款一部変更、文部大臣認可、即日施行
4. 昭和58年6月23日定款一部変更、文部大臣届出、即日施行
5. 平成 9年6月25日定款一部変要、文部大臣認可、即日施行
6. 平成19年5月24日定款一部変要、文部科学大臣認可、即日施行